

ID: 654

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	障害福祉サービス及び助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の徴収		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条第2項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第56条第2項の規定による。 第56条 2 第50条第5号、第6号、第6号の3及び第7号から第7号の3までに規定する費用を支弁した都道府県又は第51条第2号及び第3号に規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 1 月 23 日